

令和3年10月1日より適用する山形県県土整備部積算基準等の改定概要

国土交通省の積算基準改定等（令和3年4月）を受け、本県の積算基準等を改定するもの。

■土木工事標準積算基準書（国土交通省版Ⅰ）

（1）工事価格の端数処理について

工事価格の算定における端数処理について、千円単位とするこれまでの取扱いから万円単位へ改定する。

「第1編総則 第2章工事費の積算 ①直接工事費 4 諸雑費及び端数処理」

（1-2-①-3 ページ抜粋）

5) 工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第Ⅰ編第3章 一般管理費等及び消費税等相当額」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。

（2）コンクリートダム工事における間接工事費の諸経費率の改定

近年のコンクリートダム工事における高速施工技術の進展により、品質管理や検査等の同時並行作業の増加に伴い、労務管理費等が増加している最新現場実態を踏まえ、コンクリートダム工事の共通仮設費率、現場管理費率を改定する。

（3）間接工事費の工種区分（下水道(4)工事）の新設

老朽化した下水道の更生工法による工事が増加していることを踏まえ、「下水道(4)工事」として工種区分を新設する。

（4）標準歩掛の改定（改定8工種）

施工合理化調査等の実態調査を踏まえ、次の工種について改定する。

・日当り施工量、労務、資機材等の改定：8工種

- ①軟弱地盤処理工（高圧噴射攪拌工）、②鋼管・既製コンクリート杭打工（パイルハンマ工）、③ニューマチックケーソン工、④ポストテンション桁製作工、⑤PC橋架設工、⑥ポストテンション場所打ホロースラブ橋工、⑦ポストテンション場所打箱桁橋工、⑧公園植栽工

（5）施工パッケージ関係歩掛の改定（新規1工種、改定14工種）

施工合理化調査等の実態調査を踏まえ、次の工種について改定する。

・新規制定：1工種

- ①土工（砂防）（ICT）

・日当り施工量、労務、資機材等の改定：14工種

- ①床掘工、②人力運搬工、③人工張芝工、④場所打擁壁工(1)、⑤排水構造物工、⑥サンドマット工、⑦構造物とりこわし工、⑧吸出し防止材設置工、⑨消波根固めブロック工（ブロック撤去）、⑩砂防ソイルセメント工、⑪車止めポスト設置工、⑫防雪柵現地張出し・収納工、⑬落下物等防止柵設置工、⑭情報ボックス工

■土木工事標準積算基準書（国土交通省版Ⅱ）

（１）電気通信編 標準歩掛の改定（新規 1 工種）

実態調査の結果を踏まえ改定する。

- ・新規制定：1 工種

- ①簡易型交通量計測装置設置工

（２）機械設備編 標準歩掛の改定（改定 2 工種）

実態調査の結果を踏まえ改定する。

- ・歩掛改定：2 工種

- ①消融雪設備、②塗装

（３）機械設備編 現場管理費率の改定

実態調査の結果を踏まえ改定する。

- ・機械設備工事積算基準の現場管理費率を改定

（４）機械設備編 施工箇所点在型の制定

実態調査の結果を踏まえ新たに制定する。

- ・機械設備工事積算基準において、施工箇所点在型を制定

■土木工事標準積算基準書〔県版〕

（１）第Ⅰ編 第 1 章 総則

- ・土木工事標準積算基準書（国土交通省版Ⅰ）の「質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬費用」の算出方法の改定に伴い車扱運賃料金等を廃止する。
- ・変更工事代金の算出において、千円未満を切り捨てるこれまでの取扱いを掲載する。
- ・工事価格の端数処理方法について、土木工事標準積算基準書（国土交通省版Ⅰ）に掲載することに伴い廃止する。

（２）第Ⅱ編 第 5 章 仮設工

「仮埋設ヒューム管の取り扱いについて」引用元の廃止に伴い廃止し、「仮廻し水路等」を新たに掲載する。

（３）第Ⅱ編 第 6 章 維持修繕業務委託

- ・河川維持修繕業務委託における諸経費率についての注釈を掲載する。
- ・道路維持修繕業務委託における諸経費率に橋梁補修工事を新たに掲載する。

（４）第Ⅳ編 第 5 章 道路除雪工

改定された「山形県待機補償運用基準」を掲載する。

■設計業務委託等標準積算基準書（同参考資料）

（１）業務価格の端数処理について

業務価格の算定における端数処理について、千円単位とするこれまでの取扱いから万円単位へ改定する。

〔参考資料〕第 1 編総則 第 1 章総則（参考資料） 第 2 節設計等における数値の扱い

（参 1-1-2 ページ抜粋）

（9） 業務価格

業務価格は、10,000 円単位とする。10,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000 円単位で切捨て）するものとする。

（２）設計変更の積算方法について

変更業務価格の算出において、千円未満を切り捨てるこれまでの取扱いを掲載する。

（３）標準歩掛の改定

実態調査の結果を踏まえ改定する。

- ・ 測量業務（路線測量、機械経費等）
- ・ 地質調査業務（安全費の率化）

（４）冬期歩掛補正の掲載箇所の変更

冬期歩掛補正は地質調査業務についても対象としていることから、これまでの（参考資料）第 2 編測量業務から（参考資料）第 1 編総則に掲載箇所を変更する。

■建設機械等損料算定表（令和 2 年度以降）一部改定

（１）ダム施工機械等損料算定基準の改定

改定された「ダム施工機械等損料算定基準」を掲載する。

（２）新規機種（2 機種）の追加

積算基準の改定に伴い、積算で必要となる次の 2 機種の機械損料を追加する。

- ① 05 基礎工事用機械
コンクリートプラント [バッチ型・定置式] 能力 2.5 m³/h 分割練混ぜ用
- ② 06 せん孔機械及びトンネル工事用機械
高圧噴射攪拌式地盤改良機 [超高压ポンプ] 4.0 MPa 200 L/min

以上